

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月)午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 地域計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久保弘之
係長 清水信吾
主任 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議長	ただ今から、5月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 増田利夫委員、1番 石井康三委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、農業委員会等に関する法律第31条の規定による
議事参与の制限等に該当する案件がありますので、受付番号154号	
と155号の審議、採決に際しましては、「委員」と	
「推進委員」に退席を求めることとなります。	
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い	
します。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号154号ですが、譲渡人は相続で本申請地を取得したもの
	の、遠方で耕作ができないため譲受人へ贈与を行うものです。申請地
	は譲受人の自宅から約400mに位置しています。また、当申請地は
	既に譲受人が借りて耕作していた実績もあり、申請事由も農業経営拡張
	であり、問題ないと思われれます。
	受付番号155号ですが、譲受人は、譲渡人は相続で本申請地を取得
	したものの、耕作ができないため譲受人へ売買を行うものです。申請地
	は譲受人の自宅から約300mに位置しています。申請事由も農業経営
	拡張のため、問題ないと思われれます。
	受付番号156号ですが、本申請地は、令和7年3月の定例会に於いて
	報告事項でご説明しました農地になります。3月の時は「農林公社が
	新たな買い手に売却する前提で、元々の農地所有者から取得する
	もの」であったため報告事項でしたが、今回は「農林公社がその新たな
買い手に売却するもの」となるため許可申請となるものです。	
本申請地は稲子を中心とする川俣地区に点在していますが、譲受人は	
川俣地区を中心に事業を展開しているため、通作距離等の問題はない	
と思われれます。また、申請事由も農業経営の拡張であり、こちらも問題	
ないと思われれます。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われれます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
10番	受付番号154号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)

	<p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号 1 5 5 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5 番	<p>受付番号 1 5 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件、受付番号 1 5 6 号を先に審議を行います。1 5 6 号の採決の後、1 5 4 号の審議については「<input type="text"/> 委員」の退席を、1 5 5 号の審議については「<input type="text"/> 推進委員」の退席をそれぞれお願いすることといたします。</p> <p>それでは、受付番号 1 5 6 号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>

(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号156号の案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
(起立全員)
起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号156号の案件については、許可することに決定いたします。については、許可することに決定いたします。
続いて、受付番号154号の案件について審議を行います。こちらは議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
委員」の退席をお願いいたします。
(委員 退席)
それでは、受付番号154号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号154号の案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
(起立全員)
起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号154号の案件については、許可することに決定いたします。については、許可することに決定いたします。
委員の入室をお願いいたします。
(委員 入室)
続いて、受付番号155号の案件について審議を行います。こちらは議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「 推進
委員」の退席をお願いいたします。
(委員 退席)
それでは、受付番号155号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号155号の案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
(起立全員)
起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号155号の案件については、許可することに決定いたします。については、許可することに決定いたします。
委員の入室をお願いいたします。
(委員 入室)

(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	157号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、子供が生まれたことで将来を考え、住宅の建築を検討しました。このことを父親である譲渡人に相談したところ、本申請地を提供してもらえるようになったため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
	す。
	158号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が生まれ将来を考え住宅を建設することを決めました。そこで適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1kmの範囲内に位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	159号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が生まれ将来を考え住宅を建設することを決めました。そこで適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	160号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、手狭になってきたため住宅の建設を計画しました。そこで適切な場所を探したところ、実家や勤務地に近い本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	161号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	申請地は面積が広く、パネルが396枚の設置ができ高圧発電が可能であり、周辺環境や立地要件等から日当たりが良いことから、本申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	162号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、手狭になってきたため住宅の建設を計画しました。そこで適切な場所を探したところ、

	<p>実家に近い本申請地を見つけたため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま。</p> <p>163号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、現住所と同じ地域で適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま。</p> <p>164号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は、現在親戚の家で親戚と同居していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、昨年まで住んでいた市内で適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま。</p> <p>165号では太陽光発電施設を設けるものです。</p> <p>申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えま。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号157号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に暮らしておりますが、子どもが生まれ、将来的なことを考え、住宅の建設を決めま。父に相談したところ、</p>

	<p>実家の前の畑を提供してもらえらることとなりました。建築地は、周辺農地への影響も少なく、清閑な集落内にあり、最適な土地であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号158号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>それぞれの案件の申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが生まれ、将来を考え、住宅の建設を決めました。妻の実家が行田市にあり、勤務地も考え、須影近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。</p> <p>近隣に商業施設も多く、幹線道路も近接しているので通勤にも大変便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2 番	<p>受付番号159号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に暮らしておりますが、妻の両親の介護等を考え、実家近辺で住宅の建設を考え、市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。近くに保育園・小学校もあり、将来、何かと便利なおところと考えております。</p> <p>続きまして、受付番号160号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、賃貸住宅に暮らしておりますが、婚姻し、手狭になってきたこともあり、住宅の建設を決めました。申請地の選定理由は、互いの実家から近く、子どもができた際には協力してもらうことが可能なこと、妻の祖母の面倒が容易にみられる距離であること、妻の勤務地までの距離の3つです。市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10 番	<p>受付番号161号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	<p>の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電事業の買い取り価格が下がり、投資費用面から、農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。申請地は目安の1,000㎡より広さがあり、周囲に高い建物が無いというのがありますが、パネルを配置図のように並べられ、高圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号162号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、賃貸住宅に暮らしておりますが、子どもが生まれ、手狭になり住宅の建設を考えました。妻の実家近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。近くに保育園・小学校もあり。将来、何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号163号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったので住宅の建設を考えました。現在の生活環境の変化が少ないよう、現在住んでいる近辺で住宅の建設を考え、市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。近くに保育園・小学校もあり将来、何かと便利なところと考えております。</p> <p>続きまして、受付番号164号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、子どもが産まれてから、家族3人で親戚の家に同居させていただいておりますが、子どもが大きくなり、昨年まで住んでいた近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。駅や小学校も近くにあり将来、何かと</p>

	便利なところと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9 番	受付番号 165 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第 3 号の審議に入ります。
	（休憩）
(議案第 3 号)	続きまして、議案第 3 号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 3 号 地域計画の変更について説明させていただきます。
	地域計画とは、令和 5 年 4 月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために、策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更案について、農業委員会の議論いただくため、審議をお願いするものです。本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題等の指摘がなければ、地域計画案の公告縦覧を 2 週間行い、地域計画の変更となります。
	では、お手元の議案書について説明申し上げます。

	<p>今回の変更地区は、新郷地区、岩瀬地区、川俣地区でございます。</p> <p>変更理由としては、3地区とも太陽光発電施設の建設を計画するにあたり、農地転用前に地域計画から除くための手続きでございます。</p> <p>地域計画からの除外面積は、新郷地区14,247㎡、岩瀬地区862㎡、川俣地区1,098㎡です。変更内容についてお手元の議案書の地域計画の変更点についてをご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの案件でございます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局からの説明が終わりました。</p>
	<p>それではただいまの説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p>
6番	<p>地域計画の変更について、今回は初めてですが、変更点が生じるたびにこのような確認が必要なのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地転用するにあたって、地域計画の担い手が位置づけられている場合、事前に農地転用の前に地域計画から除外する必要がありますのでその場合は都度、このように変更が必要になります。</p>
議長	<p>(質疑終了)</p>
	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 地域計画の策定については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 地域計画の策定については同意することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷6件ございました。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。19件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました4月分でございます。</p> <p>5条が8件ございました。</p> <p>報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。</p> <p>毎年この時期には緑の羽根と赤い羽根の募金運動が行われています。</p> <p>農業委員会では、緑の羽根で1人につき100円、赤い羽根で1人につき100円、合計200円をクラブ積立金から、それぞれ寄付を行っています。今年も例年通り、200円×24人の4,800円をクラブ積立金から寄付を行おうと考えていますが、よろしいでしょうか。なお、赤い羽根の通知にはエコバッグや図書カードなどの配布物の記載がありますが、これは事務局などの職員向けのものになります。委員の皆様への配布はありませんので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、お手元の出納帳をご覧ください。こちらは令和6年度の</p>

	クラブ積立の出納記録になります。皆様が就任した昨年5月から今年4月までの記録になっています。なお、全国農業新聞の3月までの購読代の請求が4月に入ってからとなったため、便宜上4月までを6年度として計上しました。
	続きまして、「地域計画のアンケートにご協力ください」と書かれた用紙をご覧ください。農林水産省から地域計画に関してアンケート協力の依頼がありました。お時間のある時にでも二次元コードを読み込んでアンケートに回答いただければと思います。
	続きまして、昨年度の視察研修でお世話になった旅行会社のJTBから広告をいただきましたので配布いたします。
	今月の相談会の担当委員は、川野辺委員、野口推進委員となります。日程は5月29日木曜日の午後1時30分となっております。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	来月5月の定例農業委員会の日程でございますが、6月25日水曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 5月 26日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____